

平成27年10月8日

## 先進医療給付金（重粒子線治療・陽子線治療） 『医療機関宛直接支払いサービス』の開始について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）は、本日より、先進医療の中でも高額な「重粒子線治療」および「陽子線治療」を対象として、先進医療給付金の『医療機関宛直接支払いサービス』を開始しますので、お知らせいたします。

記

### 1. 背景

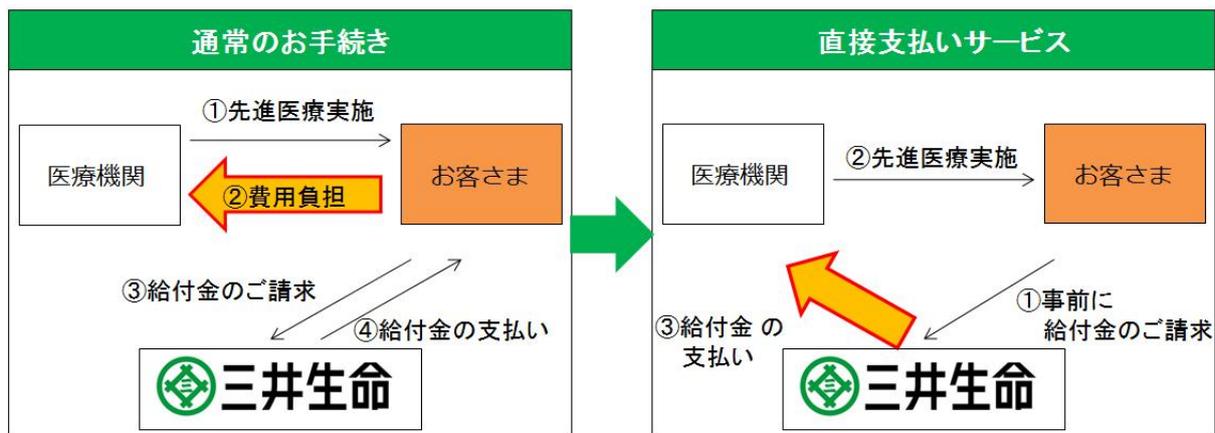
先進医療は公的医療保険の適用対象外であり、全額自己負担となります。そのため、当社では「先進医療サポート特約2014」等によって先進医療の保障を提供してまいりました。

しかし、従来は、お客さまが医療機関に治療費をお支払いいただいた後に当社へ給付金をご請求いただく方式であったため、お客さまご自身による一時的な費用負担や医療機関への送金手続き等の負担が大きいことが課題となっていました。

そこで今般、先進医療の中でも特に高額<sup>\*1</sup>な重粒子線治療および陽子線治療について、お客さまの負担を軽減し、安心して治療に専念していただけるよう、先進医療給付金を当社が医療機関に直接支払うサービスを開始することといたしました。

※1. 重粒子線治療 平均約309万円、陽子線治療 平均約264万円（厚生労働省「第26回先進医療会議資料」）。なお、重粒子線治療および陽子線治療の技術料は、医療機関により異なります。

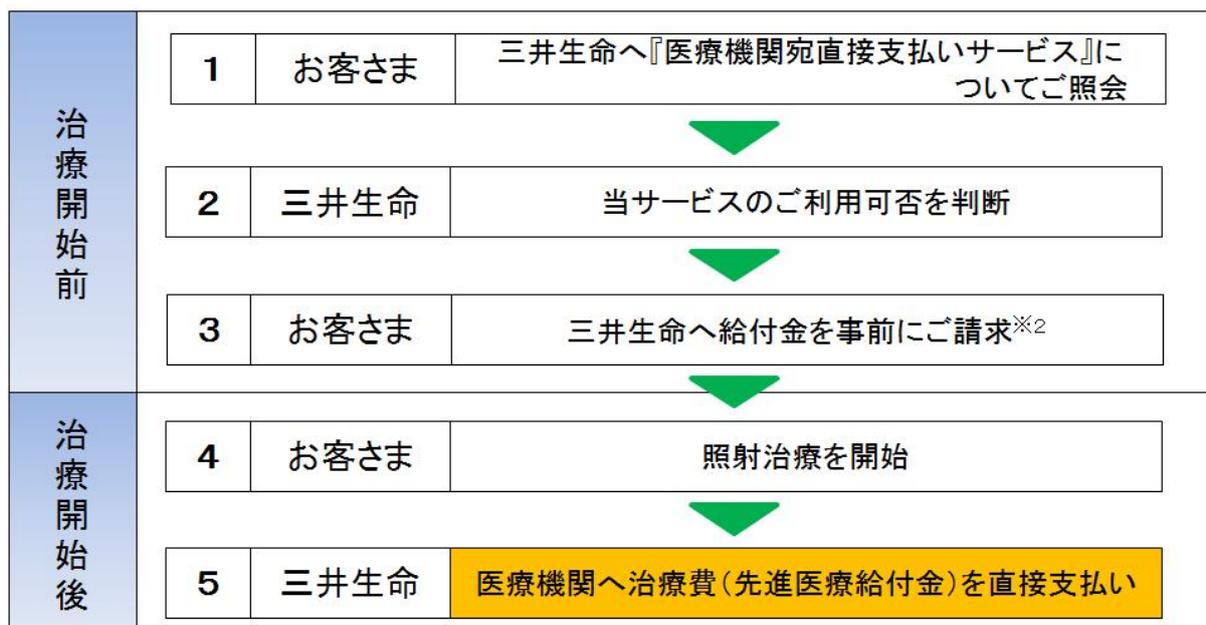
### 《先進医療給付金のご請求の流れ》



### 2. サービスの概要

先進医療給付金は、通常、当社からお客さまへお支払いいたします。これに対し、『医療機関宛直接支払いサービス』は、お客さまが重粒子線治療および陽子線治療を受療される前に、当サービスのご利用可否を当社へ事前にご確認いただいた上で、治療開始後に先進医療給付金を当社が医療機関に直接お支払いするものです。

## 〈サービスの流れ〉



※2. 照射治療予定日が記載されている先進医療（事前）証明書、給付金請求書等をご提出いただきます。

### 3. サービスのご利用条件など

- 当社の「先進医療特約2011」「先進医療サポート特約2014」「終身先進医療特約」にご加入のお客さまで、以下の対応医療機関において重粒子線治療および陽子線治療を受療される場合に、直接支払いサービスのご利用が可能です。
- なお、先進医療給付金（重粒子線治療・陽子線治療）の『医療機関宛直接支払いサービス』のご利用にあたっては一定の条件がございますので、必ず事前にお問合わせください。
- 『医療機関宛直接支払いサービス』のご利用は任意となりますので、従来どおり、お客さまが先進医療給付金をお受け取りいただく方法も選択できます。

### 4. 対応（先進医療認定）医療機関

都道府県	医療機関名称	重粒子線	陽子線
北海道	北海道大学病院陽子線治療センター		●
群馬県	群馬大学医学部附属病院 重粒子線医学センター	●	
茨城県	筑波大学附属病院 陽子線医学利用研究センター		●
千葉県	国立がん研究センター東病院		●
長野県	相澤病院 陽子線治療センター(Ai-PROTON)		●
静岡県	静岡県立静岡がんセンター		●
愛知県	名古屋市立西部医療センター 陽子線治療センター		●
福井県	福井県立病院 陽子線がん治療センター		●
兵庫県	兵庫県立粒子線医療センター	●	●
佐賀県	九州国際重粒子線がん治療センター	●	

(平成27年10月現在)